

伊予市住宅用新エネルギー設備導入事業費補助金について

伊予市では、地球温暖化対策の推進及び市民の環境保全意識の高揚を図るため、住宅用新エネルギー設備を導入する者（個人）に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

条件や手続きは以下のとおりです。

1 補助対象者

- 自ら居住する市内の一戸建て住宅（別荘及び賃貸住宅を除く。）に住宅用新エネルギー設備を設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために市内の住宅用新エネルギー設備付き住宅を購入した者
- 市税等を滞納していない者であること。
- 同一住宅に係る同一の住宅用新エネルギー設備について、過去にこの補助金と同様の金銭給付を受けていない者
- 申請できる期間は、設備導入後1年以内です。

2 補助対象となる住宅用新エネルギー設備

下記の表に記載した設備で、一般に販売されている未使用のものが対象です。

設備の種類	設備の要件
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	蓄電容量が1 k w h以上の蓄電地部と電力変換装置等が一体的に構成され、太陽光発電システムと接続し、住宅に設置されたものであること。
電気自動車等充給電設備	電気自動車等に搭載された蓄電池と宅内の分電盤を接続することで、電気自動車等と住宅とで電気を融通し合うことができる装置で、住宅に設置されたものであること。
家庭用燃料電池システム	定格運転時において、0. 5 k wから1. 5 k wの発電能力がある燃料電池ユニットと貯湯ユニット等から構成され、電力と熱の供給を主目的としたシステムのうち、住宅に設置されたものであること。

3 補助金額

補助対象となる経費と補助金の額は以下のとおりです。

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	(1) 本体機器費 (蓄電池部、電力変換装置) (2) 附属機器費 (計測、表示装置、キュービクル等) (3) 工事費	対象経費の1/10 (上限6万円)
電気自動車等充給電設備	(1) 本体機器費 (2) 附属機器費 (充電コネクタ、ケーブル等) (3) 工事費	対象経費の1/10 (上限6万円)
家庭用燃料電池システム	(1) 燃料電池ユニット (2) 貯湯ユニット (3) 工事費	対象経費の1/10 (上限6万円)

補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

4 申請時提出書類

(1) 伊予市住宅用新エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

1	設備概要書	様式第1号その2
2	領収内訳書	様式第1号その3※領収書発行者による記載
3	設備設置費に係る領収関係の写し	領収書及び内訳明細書のコピー
4	設備設置費に係る売買契約書の写し	契約書等のコピー
5	設備設置場所付近の詳細な地図	現地確認を行うために必要です。
6	機器仕様書の写し	製品の仕様書
7	設備設置状態を示す写真及び設置機器本体の銘板写真	蓄電池（V2H含む。）の場合は、太陽光発電設備の設置状況写真も必要です。
8	市税等の滞納がないことを示す証明書	納税証明書、完納証明書、非課税証明書等のいずれか。（3か月以内に交付されたもの） 伊予市内に新たに転入される場合は、前住所地の役所で交付を受けてください。
9	住民票	申請者本人のもので、世帯及び本籍、マイナンバーの記載は不要です。 （3か月以内に交付されたもの）
10	電力会社との電力受給契約書又は電力系統連携に関する覚書の写し	電力系統連携に関する覚書は、家庭用燃料電池システムのみ必要です。
11	設置機器保証書の写し	設置した機器等の保証書のコピー
12	その他市長が必要と認める書類	特に指示がなければ必要ありません。

(2) 伊予市住宅用新エネルギー設備導入事業費補助金交付請求書

【注意点】

「住所」、「氏名」、「電話番号」、「補助金振込口座」のみ記載ください。

5 受付期間

令和4年4月1日（金曜日）から令和5年3月31日（金曜日）の開庁日（土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）8時30分から17時15分

※受付が先着順のため、原則、郵送による申請は受付できません。

6 流れ

申請者	市（環境政策課）
○ 申請（申請書等提出）	○ 受付（書類確認）
	○ 審査（書類審査）
	○ 審査（現地確認） ※現地を訪問し、記録写真を撮影します。
	○ 交付決定（決定通知書の発送）
○ 決定通知書の受理	
○ 請求（請求書の提出）	○ 請求書の受理
	○ 支払処理（請求書確認後）
○ 口座振込 概ね、請求書（交付決定後）を受理してから 1か月後を目途に振り込みます。	

7 注意事項

- 予定件数（予算上限）に達し次第、受付を終了します。
- 提出書類に不備、不足があった場合は受付できません。
- 受付は先着順とします。（電話等で申請予約はできません。）
- 受付が先着順のため、原則として郵送での申請は受付できません。
- 現地確認を行いますので、訪問及び記録写真の撮影をあらかじめご了承ください。
- 審査時に追加で書類提出を依頼する場合があります。

お問合せ

伊予市産業建設部環境政策課

TEL 089-909-6338（直通）

FAX 089-982-1234